

岐阜県外来医療計画(素案)

【令和6年度～令和8年度】

(第8期岐阜県保健医療計画(素案)別冊)

岐阜県

目次

第1章 外来医療計画の概要	1
1 外来医療計画の目的	1
2 対象区域の設定	1
3 外来医療に関する協議の場	2
4 計画期間	2
5 計画の進捗管理	2
第2章 外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定	3
1 外来医師偏在指標	3
(1) 基本的な考え方	3
(2) 算定方法	3
(3) 本県の状況	5
2 外来医師多数区域の設定	6
第3章 県における外来医療提供体制等	7
1 外来医療に関する現況等	7
(1) 通院外来医療の提供体制	7
(2) 初期救急医療の提供体制	9
(3) 在宅医療の提供体制	17
(4) 産業医、学校医、予防接種等の公衆衛生に係る医療提供体制	23
2 将来あるべき外来医療機能提供体制を実現するための施策	29
(1) 不足している外来医療機能及び新規開業者に対して求める外来医療機能	29
(2) 新規開業者の届出の際に求める事項及びプロセス	29
(3) 将来あるべき外来医療機能提供体制を実現するための施策	30
3 紹介受診重点医療機関	30
(1) 外来機能報告制度	30
(2) 紹介受診重点医療機関一覧	30
第4章 医療機器の効率的な活用に係る計画	31
1 医療機器の効率的な活用に関する考え方	31
2 医療機器に関する現況等	31
(1) 医療機器の配置状況	31
(2) 医療機器の調整人口当たり台数	34
3 医療機器の効率的活用に係る計画	35
(1) 医療機器の共同利用の方針	35
(2) 共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセス	35
(3) 医療機器の効率的な活用を進めるための取組み	36

第1章 外来医療計画の概要

1 外来医療計画の目的

岐阜県外来医療計画は、医療法第30条の4第2項第10号の規定に基づき、国の定める外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドラインを踏まえて、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るために策定するものであり、医療法における医療計画の一部として位置づけられているものです。

外来医療については、地域で中心的に外来医療を担う無床診療所の開設状況が都市部に偏っていること、夜間救急連携や医療機器の共同利用等の医療機関の連携の取組みが個々の医療機関の自主的な取組みに委ねられていることなどを踏まえ、地域ごとに外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化し、診療所等の新規開設に当たっての有益な情報として提供することで、個々の医師の行動変容を促し、偏在の是正につなげていくことが必要です。

また、外来医療に係る医療提供体制の構築にあたっては、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを充実させていく必要があり、高齢化に伴う慢性疾患の患者への対応のため、外来医療と在宅医療が切れ目なく提供されることや、高齢者の軽症患者の救急搬送の増加への対応のため、適切な救急医療体制を提供することが求められています。

加えて、今後、人口減少が見込まれ、効率的な医療提供体制を構築する必要がある中、医療機器についても効率的に活用できるよう対応を行う必要があります。

このため、地域における外来医療の状況を可視化する客観的データについて情報共有するとともに、地域において充実が必要な外来医療機能や充足している外来医療機能に関する外来医療機関間での機能分化・連携の方針等について、地域ごとに協議を行い、方針決定することが必要です。

2 対象区域の設定

外来医療計画における対象区域は、人口規模や面積、患者の受療動向や医療提供体制等の状況を踏まえ、二次医療圏と同一とします。

対象区域（二次医療圏）の名称と区域

名 称	区 域
岐阜医療圏	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃医療圏	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町
中濃医療圏	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃医療圏	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨医療圏	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

3 外来医療に関する協議の場

外来医療計画の策定に当たっては、医療法第30条の18の4第3項の規定に基づき、対象区域である二次医療圏ごとに、医療関係者や医療保険者等の関係者で組織する「地域医療構想等調整会議」（医療法第30条の14）の場において、関係者との連携を図りつつ、外来医療機能の偏在、不足等への対応に関する事項等について協議を行います。

4 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

（外来医療に係る医療提供体制については、比較的短期間に変化しうることから、3年ごとに見直しを行います。）

5 計画の進捗管理

外来医療計画については、地域に必要な外来医療提供体制の構築に必要な施策の進捗評価を定期的実施し、必要に応じて施策の見直しを行います。

1 外来医師偏在指標

(1) 基本的な考え方

外来医師偏在指標は、二次医療圏ごとの外来医療機能の偏在・不足等の状況を可視化するために、人口10万人あたりの診療所医師数を指標化したものです。指標の値は、国が一元的に整理したデータを基に、医療需要と人口構成、医師の性別・年齢区分、病院と診療所の外来医療に関する対応割合等を勘案して、全国一律の計算式により算定され、国から県に提供されたものです。

国のガイドラインでは、外来医師偏在指標の値が全国の二次医療圏（335医療圏）の上位3分の1に該当する場合、当該二次医療圏を外来医師多数区域と設定することとされています。

その上で、外来医師多数区域において新規開業を希望する者に対しては、当該区域において不足する医療機能を担うよう求めることとされております。

(2) 算定方法

外来医療機能の偏在の可視化にあたって、外来医療サービスの提供主体である医師の数に基づく指標を、以下の5つ（①～⑤）の要素を勘案した上で算出します。

①医療ニーズ及び人口構成とその変化

地域ごとの医療ニーズを、その人口構成の違いを踏まえ、性・年齢階級別の外来受療率を用いて調整します。

②患者の流出入

外来医療は、日中の時間内受診がその多くを占めることから、患者の流出入は昼間人口を基本とします。その上で、各都道府県においては、都道府県間及び二次医療圏間で患者の流出入に係る調整を行うこととされています。

都道府県間の患者流出入の調整については、「1日あたり2千人を超える流出入が認められる場合に調整を要する」という一定の基準が、厚生労働省から示されています。

これを踏まえ、本県と他の都道府県における患者の流出入の状況を見ると、東京都、富山県及び三重県へそれぞれ100人程度の流出が認められ、愛知県については、1,800人程度の流出が認められます。また、流入については、長野県、三重県及び滋賀県からそれぞれ100人程度の動きが認められ、愛知県については、1,300人程度の動きが認められます。

本県における患者の流出と流入については、いずれも国の基準値に満たない程度の動きであることから、本県と他の都道府県との間での流出入調整は、行わないものとします。

また、本県における二次医療圏間の流出入については、岐阜医療圏への流入が目立つ状況となっていますが、外来医師偏在指標は、二次医療圏間の患者流出入を加味した形で厚生労働省から公表されているため、本県による再度の調整は不要となっています。

■患者の流出入の状況

(単位：千人/日)

		患者数（医療機関所在地）（病院＋一般診療所の外来患者数）							他都道府県 への流出	合計
		岐阜県					飛騨			
		岐阜	西濃	中濃	東濃					
患者数 (患者住所 地)	岐阜 県		99.9	44.3	17.6	15.7	15.6	6.7	2.4	102.3
		岐阜	42.2	41.3	0.6	0.3	0.0	0.0		
		西濃	18.6	1.6	17.0	0.0	0.0	0.0		
		中濃	17.0	1.2	0.0	15.1	0.6	0.1		
		東濃	15.4	0.1	0.0	0.2	15.0	0.1		
		飛騨	6.7	0.1	0.0	0.1	0.0	6.5		
	他都道府県からの流入	2.9	1.4	0.5	0.3	0.6	0.1			
合計	102.8	45.7	18.1	16.0	16.2	6.8				

【出典：厚生労働省提供「NDB（H29.4～H30.3）診療分データ抽出・集計】

※算出の基準となる患者数（患者所在地）は、新型コロナウイルス感染症による患者数増減の影響を受けていない患者数として平成29年度患者調査における数値を設定しています。

③へき地等の地理的条件

へき地等への対応について、外来医療計画においては、「医師確保計画」の実効性との兼ね合いから、勘案しないこととします。

④医師の性別・年齢分布

地域ごとの性・年齢階級別医師数については、性・年齢階級別の平均労働時間によって重み付けを行います。

⑤医師偏在の単位

ア) 区域

本県保健医療計画の従来の策定内容との整合性を図ること、外来医療の偏在等に係る可視化データを正確に把握することが必要です。よって、本県では、基本単位とする区域を二次医療圏として外来医師偏在指標を算出します。

イ) 病院・診療所

外来医療の多くが診療所で提供されているという現状を踏まえ、外来医師偏在指標は診療所の医師数をベースに算出します。

○ 外来医師偏在指標を図式化すると、以下のとおりです。

$$\text{外来医師偏在指標} = \frac{\text{標準化診療所医師数 (※1)}}{\left[\frac{\text{地域の人口}}{10 \text{ 万}} \times \text{地域の標準化受療率比 (※2)} \right] \times \text{地域の診療所の外来患者対応割合 (※4)}$$

(※1) 標準化診療所医師数 = Σ 性年齢階級別診療所医師数 $\times \frac{\text{性年齢階級別平均労働時間}}{\text{診療所医師の平均労働時間}}$

(※2) 地域の標準化外来受療率比 = $\frac{\text{地域の外来期待受療率 (※3)}}{\text{全国の外来期待受療率}}$

(※3) 地域の外来期待受療率 = $\frac{\Sigma (\text{全国の性年齢階級別外来受療率} \times \text{地域の性年齢階級別人口})}{\text{地域の人口}}$

(※4) 地域の診療所の外来患者対応割合 = $\frac{\text{地域の診療所の外来延べ患者数}}{\text{地域の診療所+病院の外来延べ患者数}}$

(3) 本県の状況

岐阜圏域の外来医師偏在指標は、全国値を上回っていますが、その他の圏域については、全国値を下回っています。

■外来医師偏在指標

区 域	指 標	順 位	分 類
全 国	112.2		
岐 阜	121.3	52	外来医師多数区域
西 濃	103.9	144	
中 濃	96.4	193	
東 濃	90.1	231	
飛 騨	93.6	210	

【出典：厚生労働省提供データ】

2 外来医師多数区域の設定

外来医師偏在指標の値が、全国すべての二次医療圏の中で上位3分の1に該当する二次医療圏を「外来医師多数区域」として設定します。

本県においては、岐阜圏域の外来医師偏在指標が上位3分の1に該当しており、外来医師多数区域となります。

1 外来医療に関する現況等

(1) 通院外来医療の提供体制

ア 人口10万人あたり通院外来患者延数

岐阜県における人口10万人あたり通院外来患者延数のうち、病院の通院外来患者延数は全国値を下回っていますが、診療所の通院外来患者延数は全国値を上回っています。

二次医療圏別に見ると、病院の通院外来患者延数は飛騨圏域が全国値を上回っており、県内5圏域で最も多くなっています。岐阜圏域、西濃圏域、中濃圏域及び東濃圏域が全国値を下回っており、東濃圏域が県内5圏域で最も少なくなっています。

また、診療所の通院外来患者延数は岐阜圏域、西濃圏域及び東濃圏域が全国値を上回っており、岐阜圏域が県内5圏域で最も多くなっています。中濃圏域及び飛騨圏域が全国値を下回っており、中濃圏域が県内5圏域で最も少なくなっています。

■人口10万人あたり通院外来患者延数

(単位：算定回数)

	全国	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
病院	290,712	275,606	282,498	272,301	273,707	256,849	293,550
診療所	902,358	969,204	1,127,025	927,484	775,239	925,103	796,589
合計	1,193,070	1,244,810	1,409,523	1,199,785	1,048,946	1,181,952	1,090,139

【出典：厚生労働省提供「NDB（H31.4～R2.3）診療分データ抽出・集計」】

※人口は、住民基本台帳人口(2020年) 2021年1月1日現在の人口(外国人含む)

イ 通院外来患者の対応割合

岐阜県における通院外来患者の対応割合を見ると、全国と比べて診療所での対応割合が高くなっています。

二次医療圏別に見ると、岐阜圏域が最も診療所での対応割合が高く、飛騨圏域が最も低くなっています。

■通院外来患者の対応割合

(単位：%)

	全国	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
病院	24	22	20	23	26	22	27
診療所	76	78	80	77	74	78	73
合計	100	100	100	100	100	100	100

【出典：厚生労働省提供「NDB（H31.4～R2.3）診療分データ抽出・集計」】

ウ 人口 10 万人あたり医療施設数

岐阜県における人口 10 万人あたり医療施設数は、病院及び診療所とも全国値を下回っています。

また、1（1）アと合わせて見ると、岐阜県は全国と比較して、少ない医療施設数で多くの患者に対応しており、特に診療所においては全国値の 98.7%の医療施設数（人口 10 万人あたり）で、全国値の 107.4%の通院外来患者（人口 10 万人あたり）に対応しています。

二次医療圏別に見ると、病院数及び診療所数ともに飛騨圏域が最も多く、西濃圏域が最も少なくなっています。

■人口 10 万人あたり医療施設数

（単位：医療施設数）

	全国	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
病院	7	5	5	4	5	4	6
診療所	81	80	88	71	72	75	92
合計	88	85	93	75	77	79	98

【出典：医療施設数は、令和 2 年医療施設調査の対象となった施設数】

※人口は、住民基本台帳人口(2020 年) 2021 年 1 月 1 日現在の人口（外国人含む）

エ 人口 10 万人あたり医師数

岐阜県における人口 10 万人あたり医師数は、病院及び診療所ともに全国値を下回っています。

また、1（1）アと合わせて見ると、岐阜県は全国と比較して、少ない医師数で多くの患者に対応している傾向があり、病院においては全国値の 79.5%の医師数（人口 10 万人あたり）で全国値の 94.8%の通院外来患者（人口 10 万人あたり）に対応しています。また、診療所においては全国値の 98.8%に医師数（人口 10 万人あたり）で、全国値の 107.4%の通院外来患者（人口 10 万人あたり）に対応しています。

二次医療圏別に見ると、病院及び診療所医師数ともに岐阜圏域が最も多く、病院医師数は西濃圏域、診療所医師数は中濃圏域が最も少なくなっています。

岐阜圏域以外の 4 圏域における人口 10 万人あたり医師数は病院及び診療所ともに県全体及び全国値を下回っており、医師が岐阜圏域に集中している傾向にあります。

■人口 10 万人あたり医師数

（単位：医師数）

	全国	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
病院	171	136	185	91	101	114	114
診療所	85	84	103	77	66	73	73
合計	256	220	288	168	167	187	187

【出典：医師数は、医師・歯科医師・薬剤師統計（2020 年）12 月 31 日現在の病院及び診療所従事医師数】

※人口は、住民基本台帳人口(2020 年) 2021 年 1 月 1 日現在の人口（外国人含む）

オ 全診療所数あたり通院外来患者延数

岐阜県における、全診療所数あたり通院外来患者延数は、全国値を上回っています。

二次医療圏別に見ると、岐阜圏域、西濃圏域及び東濃圏域では全国値を上回っており、岐阜圏域が県内5圏域で最も多くなっています。中濃圏域及び飛騨圏域では全国値を下回っており、飛騨圏域が県内5圏域で最も少なくなっています。

■全診療所数あたり通院外来患者延数

(単位：算定回数)

	全国	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
全診療所数あたり通院外来患者延数	11,138	12,142	12,876	13,111	10,717	12,416	8,701

【出典：厚生労働省提供「NDB (H31.4～R2.3) 診療分データ抽出・集計」】

※医療施設数は、令和2年医療施設調査の対象となった施設数

カ 全診療所医師数あたり通院外来患者延数

全診療所医師数あたり通院外来患者延数は、全国値を上回っています。

二次医療圏別に見ると、岐阜圏域、西濃圏域、東濃圏域及び飛騨圏域では全国値を上回っており、東濃圏域が県内5圏域で最も多くなっています。中濃圏域は全国値と同水準となっていますが、県内5圏域で最も少なくなっています。

■全診療所医師数あたり通院外来患者延数

(単位：算定回数)

	全国	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
全診療所医師数あたり通院外来患者延数	10,659	11,479	10,961	11,999	10,659	12,674	10,960

【出典：厚生労働省提供「NDB (H31.4～R2.3) 診療分データ抽出・集計」】

※医師数は、医師・歯科医師・薬剤師統計(2020年)12月31日現在の病院及び診療所従事医師数

(2) 初期救急医療の提供体制

ア 人口10万人あたり時間外等外来患者延数

岐阜県における人口10万人あたり時間外等外来患者延数は、病院及び診療所とも全国値を上回っています。

二次医療圏別に見ると、病院の時間外等外来患者延数は飛騨圏域が最も多く、東濃圏域が最も少なくなっていますが、県内5圏域ともに全国値を上回っています。

また、診療所の時間外等外来患者延数は岐阜圏域及び西濃圏域が全国値を上回っており、岐阜圏域が県内5圏域で最も多くなっています。中濃圏域、東濃圏域及び飛騨圏域が全国値を下回っており、飛騨圏域が県内5圏域で最も少なくなっています。

■人口 10 万人あたり時間外等外来患者延数

(単位：算定回数)

	全国	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
病院	7,748	10,096	9,706	11,036	10,303	9,061	11,725
診療所	43,790	52,388	72,509	54,664	40,065	31,196	14,513
合計	51,538	62,484	82,215	65,700	50,368	40,257	26,238

【出典：厚生労働省提供「NDB（H31.4～R2.3）診療分データ抽出・集計】

※人口は、住民基本台帳人口(2020年) 2021年1月1日現在の人口(外国人含む)

イ 時間外等外来患者の対応割合

岐阜県における時間外等外来患者の対応割合を見ると、全国と比べて病院での対応割合が高くなっています。

二次医療圏別に見ると、岐阜圏域が最も診療所での対応割合が高く、飛騨圏域が最も低くなっています。

■時間外等外来患者の対応割合

(単位：%)

	全国	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
病院	15	16	12	17	20	23	45
診療所	85	84	88	83	80	77	55
合計	100	100	100	100	100	100	100

【出典：厚生労働省提供「NDB（H31.4～R2.3）診療分データ抽出・集計】

ウ 人口 10 万人あたり時間外等外来施設数

岐阜県における人口 10 万人あたり時間外等外来施設数のうち、診療所については全国値を上回っています。

また、1（2）アと合わせて見ると、診療所においては全国値の 103.7%の時間外等外来施設数（人口 10 万人あたり）で全国値の 119.6%の時間外等外来患者（人口 10 万人あたり）に対応しています。

二次医療圏別に見ると、病院は飛騨圏域が最も多く、西濃圏域及び東濃圏域が同水準で最も低くなっています。また、診療所は岐阜圏域が最も多く、中濃圏域が最も少なくなっています。

■人口 10 万人あたり時間外等外来施設数

(単位：施設数)

	全国	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
病院	*	5	5	4	5	4	6
診療所	54	56	65	51	46	53	52
合計	54	61	70	55	51	57	58

【出典：医療施設数は、令和元年度 NDB データで当該レセプトの算定があった施設数（月平均施設数）】

※人口は、住民基本台帳人口(2020 年) 2021 年 1 月 1 日現在の人口（外国人含む）

「*」は秘匿マーク。原則 1～2 の施設数の場合を示すが、都道府県や二次医療圏等の総数から市町村の施設数を特定可能な場合は、1～2 以外の施設数でも秘匿マークがある。

エ 実施診療所数あたり時間外等外来患者延数

岐阜県における、実施診療所数あたり時間外等外来患者延数は、全国値を上回っています。

二次医療圏別に見ると、岐阜圏域、西濃圏域及び中濃圏域では全国値を上回っており、岐阜圏域が県内 5 圏域で最も多くなっています。東濃圏域及び飛騨圏域では全国値を下回っており、飛騨圏域が県内 5 圏域で最も少なくなっています。

■実施診療所数あたり時間外等外来患者延数

(単位：算定回数)

	全国	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
実施診療所数 あたり時間等 外来患者延数	809	934	1,111	1,076	869	592	281

【出典：厚生労働省提供「NDB (H31.4～R2.3) 診療分データ抽出・集計」】

※医療施設数は、令和元年度 NDB データで当該レセプトの算定があった施設数（月平均施設数）

オ 参考

時間外等外来患者への対応（初期救急医療の提供体制）は、令和 2 年度診療行為に基づく SCR^{*}によれば、県内の全市町村で、全国値を下回っているものがあります。

※SCR とは

- レセプト情報等を集約した NDB (National Data Base) を活用し、各診療行為（診療報酬の算定回数）の地域差を「見える化」したもの。
- 各都道府県の年齢構成の違いを調整し、レセプトの出現比（SCR）として指数化したもの。（全国平均と同じ診療回数が行われた場合には指数が 100 となる）
- 出典：内閣府「経済・財政と暮らしの指標「見える化」ポータルサイト
<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/mieruka/tiikisa.html>

■令和2年度市区町村別 SCR（診療行為コード）

【岐阜圏域】

通番	行為名称	岐阜県	岐阜圏域	岐阜市	羽島市	各務原市	山県市	瑞穂市	本巣市	羽島郡 岐南町	羽島郡 笠松町	本巣郡 北方町
1	時間外加算(初診)	116.1	116.3	144.5	79.8	80.6	144.6	86.4	75.0	134.6	44.4	97.0
2	休日加算(初診)	100.1	99.2	117.1	107.0	54.6	163.8	24.5	31.8	83.0	323.5	38.8
3	深夜加算(初診)	97.2	102.1	140.3		45.3		0.8				
4	時間外特例医療機関加算(初診)	106.6	105.6	134.1								
5	乳幼児時間外加算(初診)	45.7	48.5	61.4	34.2	20.3	69.2	85.5		36.5		
6	乳幼児休日加算(初診)	78.4	84.3	124.2	94.3	17.7	104.2	16.9		94.2	141.0	
7	乳幼児深夜加算(初診)	84.9	104.9	198.7								
8	乳幼児時間外特例医療機関加算(初診)	97.0	112.3	192.3								
9	乳幼児夜間加算(小児科初診)	49.0	80.9	5.3	3.9	255.4						
10	乳幼児休日加算(小児科初診)	4.1	2.8	5.6								
11	乳幼児深夜加算(小児科初診)											
12	夜間・早朝等加算(初診)	125.2	175.3	200.6	99.5	126.9	115.3	113.1	189.2	373.6	99.0	326.4
13	時間外加算(再診)(入院外)	134.9	173.9	172.8	82.0	172.0	125.4	143.0	50.5	672.5	107.8	391.9
14	休日加算(再診)(入院外)	181.9	245.8	284.2	97.8	180.2	189.6	189.4	77.7	598.9	341.5	417.2
15	深夜加算(再診)(入院外)	105.3	112.6	119.4	43.2	94.2		47.5	40.4	379.1	22.9	656.2
16	時間外特例医療機関加算(再診)(入院外)	112.3	85.2	158.5								
17	乳幼児時間外加算(再診)(入院外)	15.2	19.0	24.6		19.5				22.5		
18	乳幼児休日加算(再診)(入院外)	96.6	124.3	116.8	43.0	70.3	134.5			899.2		
19	乳幼児深夜加算(再診)(入院外)	21.0	16.2	24.9								
20	乳幼児時間外特例医療機関加算(再診)(入院外)	27.7	13.2	23.2								
21	乳幼児夜間加算(小児科再診)(入院外)	47.0	82.1	4.0	4.0	274.8						32.2
22	乳幼児休日加算(小児科再診)(入院外)	3.3	5.8	11.8								
23	夜間・早朝等加算(再診)	120.6	162.3	174.8	120.5	121.5	127.2	108.4	149.2	344.6	134.0	372.7
24	時間外対応加算2	166.1	194.9	211.9	201.5	140.5	195.8	288.2	50.1	194.6	282.7	143.9
25	時間外対応加算1	98.6	115.8	117.2	140.0	76.3		117.4		247.4	91.8	440.6
26	時間外対応加算3											
27	時間外加算(外来診療料)(入院外)	124.4	111.4	139.6								
28	休日加算(外来診療料)(入院外)	161.0	166.6	202.5								
29	深夜加算(外来診療料)(入院外)	155.8	161.7	204.1								
30	時間外特例医療機関加算(外来診療料)(入院外)	163.0	167.8	203.8								
31	乳幼児時間外加算(外来診療料)(入院外)	102.2	120.4	241.8								
32	乳幼児休日加算(外来診療料)(入院外)	159.2	150.1	286.5								
33	乳幼児深夜加算(外来診療料)(入院外)	135.4	148.6	292.9								
34	乳幼児時間外特例医療機関加算(外来診療料)(入院外)	148.4	133.4	254.5								
35	乳幼児時間外特例医療機関加算(初診)(小児科外来診療料)	56.7	30.9	55.3								
36	乳幼児時間外特例医療機関加算(再診)(小児科外来診療料)	117.3	164.9	337.4								
37	乳幼児時間外特例医療機関加算(外来診療料)(小児科外来診療料)	80.6										
38	乳幼児夜間加算(小児科初診)(小児科外来診療料)	187.7	225.6	264.0	80.1	126.2	91.3	309.0	179.4	47.3	185.7	954.1
39	乳幼児休日加算(小児科初診)(小児科外来診療料)	116.3	142.2	236.7	40.2	78.0	43.6	22.6		51.2	41.9	63.2
40	乳幼児深夜加算(小児科初診)(小児科外来診療料)	27.7	11.2	16.4								
41	乳幼児夜間加算(小児科再診)(小児科外来診療料)	149.7	160.5	176.9	79.7	101.9	60.8	229.3	53.8	22.6	156.0	801.2
42	乳幼児休日加算(小児科再診)(小児科外来診療料)	106.3	128.5	212.0	28.8	67.4		47.6		52.1		23.2
43	乳幼児深夜加算(小児科再診)(小児科外来診療料)	89.8										
44	乳幼児休日加算(小児科・外来診療料)(小児科外来診療料)	106.5										
45	乳幼児時間外加算(初診)(小児科外来診療料)	114.2	105.9	125.2	33.3	57.7		287.0				86.7
46	乳幼児時間外加算(再診)(小児科外来診療料)	127.7	102.7	121.6	46.7	99.2		213.8	25.3			60.1
47	乳幼児時間外加算(初診)(小児かかりつけ診療料)	169.4	198.8	394.6								
48	乳幼児夜間加算(小児科初診)(小児かかりつけ診療料)	88.2	187.6	171.3		442.2						
49	乳幼児休日加算(小児科初診)(小児かかりつけ診療料)	67.6	131.4	116.5								
50	乳幼児時間外加算(再診)(小児かかりつけ診療料)	115.2	183.8	263.4								
51	乳幼児夜間加算(小児科再診)(小児かかりつけ診療料)	83.9	186.0	105.9		683.6						
52	乳幼児休日加算(小児科再診)(小児かかりつけ診療料)	47.2	97.8	87.6		297.3						

※空白は電子レセプトが1件もないことを示している。

また、指数100を下回っている項目は網掛けとしている。

【西濃圏域】

通番	行為名称	西濃圏域	大垣市	海津市	養老郡 養老町	不破郡 垂井町	不破郡 関ヶ原町	安八郡 神戸町	安八郡 輪之内町	安八郡 安八町	揖斐郡 揖斐川町	揖斐郡 大野町	揖斐郡 池田町
1	時間外加算(初診)	118.1	179.7	49.6	66.5	41.7		49.2		62.1	139.1	90.7	118.6
2	休日加算(初診)	107.3	149.8	110.6	63.0	57.7		16.2		8.4	222.0	47.5	81.4
3	深夜加算(初診)	108.4	206.3	19.8									
4	時間外特例医療機関加算(初診)	117.8	202.3										
5	乳幼児時間外加算(初診)	54.3	76.3		36.5								34.8
6	乳幼児休日加算(初診)	83.7	131.3	28.8	38.7						170.3		50.5
7	乳幼児深夜加算(初診)	106.3	198.6										
8	乳幼児時間外特例医療機関加算(初診)	128.9	226.1										
9	乳幼児夜間加算(小児科初診)	52.1	94.6										
10	乳幼児休日加算(小児科初診)												
11	乳幼児深夜加算(小児科初診)												
12	夜間・早朝等加算(初診)	130.0	178.3	194.9	50.3	35.1	173.1	89.2		64.8	73.3	93.7	90.7
13	時間外加算(再診)(入院外)	130.1	133.6	71.9	127.0	108.4	369.1	90.8		190.9	190.2	71.5	172.7
14	休日加算(再診)(入院外)	196.9	206.5	319.1	153.4	252.5	161.9	96.3		29.9	144.1	194.2	259.1
15	深夜加算(再診)(入院外)	112.7	132.0	61.6	163.4	227.8	161.6				72.4	20.0	
16	時間外特例医療機関加算(再診)(入院外)	177.6											
17	乳幼児時間外加算(再診)(入院外)	13.2	8.1										
18	乳幼児休日加算(再診)(入院外)	91.1	138.5	165.1									
19	乳幼児深夜加算(再診)(入院外)												
20	乳幼児時間外特例医療機関加算(再診)(入院外)												
21	乳幼児夜間加算(小児科再診)(入院外)	17.4	28.8										
22	乳幼児休日加算(小児科再診)(入院外)												
23	夜間・早朝等加算(再診)	130.1	171.2	168.4	86.9	47.8	167.9	107.6		87.1	80.6	91.0	91.5
24	時間外対応加算2	149.0	217.2	122.7	49.4					157.0	195.5	126.7	
25	時間外対応加算1	122.4	129.8	112.0				321.7			172.6		
26	時間外対応加算3												
27	時間外加算(外来診療料)(入院外)												
28	休日加算(外来診療料)(入院外)												
29	深夜加算(外来診療料)(入院外)												
30	時間外特例医療機関加算(外来診療料)(入院外)												
31	乳幼児時間外加算(外来診療料)(入院外)												
32	乳幼児休日加算(外来診療料)(入院外)												
33	乳幼児深夜加算(外来診療料)(入院外)												
34	乳幼児時間外特例医療機関加算(外来診療料)(入院外)												
35	乳幼児時間外特例医療機関加算(初診)(小児科外来診療料)												
36	乳幼児時間外特例医療機関加算(再診)(小児科外来診療料)												
37	乳幼児時間外特例医療機関加算(外来診療料)(小児科外来診療料)												
38	乳幼児夜間加算(小児科初診)(小児科外来診療料)	175.0	142.4	224.4		324.7		603.5		77.5	190.4	275.5	
39	乳幼児休日加算(小児科初診)(小児科外来診療料)	132.0	152.5	171.6	19.1	12.4		46.4			583.5	42.3	19.7
40	乳幼児深夜加算(小児科初診)(小児科外来診療料)												
41	乳幼児夜間加算(小児科再診)(小児科外来診療料)	139.0	124.1	122.4		198.7		564.0			214.5	180.6	
42	乳幼児休日加算(小児科再診)(小児科外来診療料)	155.9	131.6					162.0			1442.4		
43	乳幼児深夜加算(小児科再診)(小児科外来診療料)												
44	乳幼児休日加算(小児科-外来診療料)(小児科外来診療料)												
45	乳幼児時間外加算(初診)(小児科外来診療料)	190.2	322.5			35.9		213.5			88.9		
46	乳幼児時間外加算(再診)(小児科外来診療料)	326.5	579.9					304.9			152.4		
47	乳幼児時間外加算(初診)(小児科かかりつけ診療料)												
48	乳幼児夜間加算(小児科初診)(小児科かかりつけ診療料)												
49	乳幼児休日加算(小児科初診)(小児科かかりつけ診療料)												
50	乳幼児時間外加算(再診)(小児科かかりつけ診療料)												
51	乳幼児夜間加算(小児科再診)(小児科かかりつけ診療料)												
52	乳幼児休日加算(小児科再診)(小児科かかりつけ診療料)												

※空白は電子レセプトが1件もないことを示している。

また、指数100を下回っている項目は網掛けとしている。

【中濃圏域】

通番	行為名称	中濃圏域	関市	美濃市	美濃加茂市	可児市	郡上市	加茂郡 板祝町	加茂郡 富加町	加茂郡 川辺町	加茂郡 七宗町	加茂郡 八百津町	加茂郡 白川町	加茂郡 東白川村	可児郡 御嵩町
1	時間外加算(初診)	164.6	104.4	82.4	198.1	253.7	210.2			64.8	145.2				27.8
2	休日加算(初診)	105.7	139.5	124.2	186.0	66.9	138.3			19.4		33.8			10.8
3	深夜加算(初診)	90.4	129.3		239.1	44.4	70.0								
4	時間外特例医療機関加算(初診)	90.5													
5	乳幼児時間外加算(初診)	34.2	31.4		83.7	35.0									
6	乳幼児休日加算(初診)	59.3	51.6	41.0	184.9	34.5									
7	乳幼児深夜加算(初診)	43.4				5.9									
8	乳幼児時間外特例医療機関加算(初診)	39.6													
9	乳幼児夜間加算(小児科初診)	4.9													
10	乳幼児休日加算(小児科初診)														
11	乳幼児深夜加算(小児科初診)														
12	夜間・早朝等加算(初診)	87.2	72.1	43.1	171.9	93.9	23.8			95.4		46.5			73.0
13	時間外加算(再診)(入院外)	129.5	145.3	82.4	204.0	118.6	200.7			52.6		96.2			30.1
14	休日加算(再診)(入院外)	170.7	163.6	140.4	159.0	201.7	266.1			95.2		98.5			88.0
15	深夜加算(再診)(入院外)	124.0	66.1	154.8	94.9	216.0	228.5					43.1			
16	時間外特例医療機関加算(再診)(入院外)	167.2													
17	乳幼児時間外加算(再診)(入院外)	7.7	21.4		7.7										
18	乳幼児休日加算(再診)(入院外)	85.5	244.3			42.5									
19	乳幼児深夜加算(再診)(入院外)														
20	乳幼児時間外特例医療機関加算(再診)(入院外)														
21	乳幼児夜間加算(小児科再診)(入院外)	17.5			33.1										
22	乳幼児休日加算(小児科再診)(入院外)														
23	夜間・早朝等加算(再診)	87.9	68.6	48.8	147.6	99.5	17.9			163.1		41.7			109.7
24	時間外対応加算2	163.4	179.5	228.1	336.9	55.3	83.4								
25	時間外対応加算1	91.0	76.7		157.4	29.7	116.1					258.1			
26	時間外対応加算3														
27	時間外加算(外来診療料)(入院外)														
28	休日加算(外来診療料)(入院外)														
29	深夜加算(外来診療料)(入院外)														
30	時間外特例医療機関加算(外来診療料)(入院外)														
31	乳幼児時間外加算(外来診療料)(入院外)														
32	乳幼児休日加算(外来診療料)(入院外)														
33	乳幼児深夜加算(外来診療料)(入院外)														
34	乳幼児時間外特例医療機関加算(外来診療料)(入院外)														
35	乳幼児時間外特例医療機関加算(初診)(小児科外来診療料)	135.7													
36	乳幼児時間外特例医療機関加算(再診)(小児科外来診療料)	232.8													
37	乳幼児時間外特例医療機関加算(外来診療料)(小児科外来診療料)														
38	乳幼児夜間加算(小児科初診)(小児科外来診療料)	226.4	56.7		523.7	362.7									
39	乳幼児休日加算(小児科初診)(小児科外来診療料)	135.7	103.5	111.6	313.7	31.3	346.5								
40	乳幼児深夜加算(小児科初診)(小児科外来診療料)	72.5					164.2								
41	乳幼児夜間加算(小児科再診)(小児科外来診療料)	227.8	58.8		448.7	403.4									
42	乳幼児休日加算(小児科再診)(小児科外来診療料)	110.3	80.3		93.7	85.3	429.8								
43	乳幼児深夜加算(小児科再診)(小児科外来診療料)	368.7													
44	乳幼児休日加算(小児科・外来診療料)(小児科外来診療料)														
45	乳幼児時間外加算(初診)(小児科外来診療料)	113.1	249.4	160.9	18.1	78.1	178.2								
46	乳幼児時間外加算(再診)(小児科外来診療料)	43.7	76.9			10.1	190.8								
47	乳幼児時間外加算(初診)(小児かかりつけ診療料)														
48	乳幼児夜間加算(小児科初診)(小児かかりつけ診療料)														
49	乳幼児休日加算(小児科初診)(小児かかりつけ診療料)														
50	乳幼児時間外加算(再診)(小児かかりつけ診療料)														
51	乳幼児夜間加算(小児科再診)(小児かかりつけ診療料)														
52	乳幼児休日加算(小児科再診)(小児かかりつけ診療料)														

※空白は電子レセプトが1件もないことを示している。

また、指数100を下回っている項目は網掛けとしている。

【東濃圏域】

通番	行為名称	東濃圏域	多治見市	中津川市	瑞浪市	恵那市	土岐市
1	時間外加算(初診)	84.7	98.5	51.4	108.1	82.4	91.4
2	休日加算(初診)	93.1	89.3	114.5	124.9	68.3	72.5
3	深夜加算(初診)	88.3	113.0	71.4		57.5	
4	時間外特例医療機関加算(初診)	107.4	127.8			82.8	
5	乳幼児時間外加算(初診)	51.3	79.5	22.6	32.0	76.2	30.2
6	乳幼児休日加算(初診)	81.3	169.0	52.4	5.6	80.3	3.8
7	乳幼児深夜加算(初診)	75.1	185.1				
8	乳幼児時間外特例医療機関加算(初診)	88.7	194.0				
9	乳幼児夜間加算(小児科初診)	29.0	47.4				
10	乳幼児休日加算(小児科初診)						
11	乳幼児深夜加算(小児科初診)						
12	夜間・早朝等加算(初診)	69.4	80.5	26.5	185.0	29.2	64.2
13	時間外加算(再診)(入院外)	101.5	182.3	58.0	57.1	86.4	62.5
14	休日加算(再診)(入院外)	91.3	108.7	110.1	33.9	127.0	37.2
15	深夜加算(再診)(入院外)	76.4	103.9	35.6	36.9	144.1	46.1
16	時間外特例医療機関加算(再診)(入院外)	40.1	3.8				
17	乳幼児時間外加算(再診)(入院外)	18.1	34.2				
18	乳幼児休日加算(再診)(入院外)	39.5		91.3		83.6	
19	乳幼児深夜加算(再診)(入院外)						
20	乳幼児時間外特例医療機関加算(再診)(入院外)						
21	乳幼児夜間加算(小児科再診)(入院外)	36.5					
22	乳幼児休日加算(小児科再診)(入院外)						
23	夜間・早朝等加算(再診)	79.9	109.1	27.8	182.8	24.2	74.7
24	時間外対応加算2	173.7	127.3	77.6	429.9	46.3	343.1
25	時間外対応加算1	45.4	77.8	65.8		9.8	
26	時間外対応加算3						
27	時間外加算(外来診療料)(入院外)	100.1					
28	休日加算(外来診療料)(入院外)	152.5					
29	深夜加算(外来診療料)(入院外)	125.8					
30	時間外特例医療機関加算(外来診療料)(入院外)	144.3					
31	乳幼児時間外加算(外来診療料)(入院外)	47.9					
32	乳幼児休日加算(外来診療料)(入院外)	108.2					
33	乳幼児深夜加算(外来診療料)(入院外)	81.9					
34	乳幼児時間外特例医療機関加算(外来診療料)(入院外)	98.9					
35	乳幼児時間外特例医療機関加算(初診)(小児科外来診療料)	102.3					
36	乳幼児時間外特例医療機関加算(再診)(小児科外来診療料)						
37	乳幼児時間外特例医療機関加算(外来診療料)(小児科外来診療料)						
38	乳幼児夜間加算(小児科初診)(小児科外来診療料)	124.5	137.6	34.9	217.6	16.0	255.4
39	乳幼児休日加算(小児科初診)(小児科外来診療料)	39.7	3.9	93.9	41.6	10.1	54.2
40	乳幼児深夜加算(小児科初診)(小児科外来診療料)	49.5					
41	乳幼児夜間加算(小児科再診)(小児科外来診療料)	102.2	107.6	13.8	159.8	7.8	259.2
42	乳幼児休日加算(小児科再診)(小児科外来診療料)	19.6		33.7	52.5		13.1
43	乳幼児深夜加算(小児科再診)(小児科外来診療料)						
44	乳幼児休日加算(小児科・外来診療料)(小児科外来診療料)						
45	乳幼児時間外加算(初診)(小児科外来診療料)	100.5	201.1	89.1	44.1	15.7	28.1
46	乳幼児時間外加算(再診)(小児科外来診療料)	129.0		191.9			9.5
47	乳幼児時間外加算(初診)(小児かかりつけ診療料)						
48	乳幼児夜間加算(小児科初診)(小児かかりつけ診療料)						
49	乳幼児休日加算(小児科初診)(小児かかりつけ診療料)						
50	乳幼児時間外加算(再診)(小児かかりつけ診療料)						
51	乳幼児夜間加算(小児科再診)(小児かかりつけ診療料)						
52	乳幼児休日加算(小児科再診)(小児かかりつけ診療料)						

※空白は電子レセプトが1件もないことを示している。

また、指数100を下回っている項目は網掛けとしている。

【飛騨圏域】

通番	行為名称	飛騨圏域	高山市	飛騨市	下呂市
1	時間外加算(初診)	53.7	55.2	42.8	59.8
2	休日加算(初診)	85.2	97.7	23.6	101.1
3	深夜加算(初診)	79.3	90.9		99.0
4	時間外特例医療機関加算(初診)	122.3			
5	乳幼児時間外加算(初診)	22.8			
6	乳幼児休日加算(初診)	68.8	60.4		143.7
7	乳幼児深夜加算(初診)	36.7			
8	乳幼児時間外特例医療機関加算(初診)	90.1			
9	乳幼児夜間加算(小児科初診)				
10	乳幼児休日加算(小児科初診)				
11	乳幼児深夜加算(小児科初診)				
12	夜間・早朝等加算(初診)	28.0	31.4	16.6	27.6
13	時間外加算(再診)(入院外)	39.6	31.6	43.9	53.5
14	休日加算(再診)(入院外)	65.2	37.1	130.3	82.9
15	深夜加算(再診)(入院外)	71.6	46.8	124.5	84.4
16	時間外特例医療機関加算(再診)(入院外)	123.6			
17	乳幼児時間外加算(再診)(入院外)				
18	乳幼児休日加算(再診)(入院外)	64.5			
19	乳幼児深夜加算(再診)(入院外)				
20	乳幼児時間外特例医療機関加算(再診)(入院外)				
21	乳幼児夜間加算(小児科再診)(入院外)				
22	乳幼児休日加算(小児科再診)(入院外)				
23	夜間・早朝等加算(再診)	30.1	30.5	27.3	32.4
24	時間外対応加算2	45.0	47.8		
25	時間外対応加算1	81.6	76.0	56.2	117.8
26	時間外対応加算3				
27	時間外加算(外来診療料)(入院外)	196.7			
28	休日加算(外来診療料)(入院外)	242.3			
29	深夜加算(外来診療料)(入院外)	193.7			
30	時間外特例医療機関加算(外来診療料)(入院外)	253.8			
31	乳幼児時間外加算(外来診療料)(入院外)				
32	乳幼児休日加算(外来診療料)(入院外)				
33	乳幼児深夜加算(外来診療料)(入院外)				
34	乳幼児時間外特例医療機関加算(外来診療料)(入院外)				
35	乳幼児時間外特例医療機関加算(初診)(小児科外来診療料)	51.8			
36	乳幼児時間外特例医療機関加算(再診)(小児科外来診療料)				
37	乳幼児時間外特例医療機関加算(外来診療料)(小児科外来診療料)				
38	乳幼児夜間加算(小児科初診)(小児科外来診療料)	18.2			96.7
39	乳幼児休日加算(小児科初診)(小児科外来診療料)	31.9	39.2		23.1
40	乳幼児深夜加算(小児科初診)(小児科外来診療料)	24.4			
41	乳幼児夜間加算(小児科再診)(小児科外来診療料)				
42	乳幼児休日加算(小児科再診)(小児科外来診療料)	24.8	31.9		
43	乳幼児深夜加算(小児科再診)(小児科外来診療料)				
44	乳幼児休日加算(小児科・外来診療料)(小児科外来診療料)				
45	乳幼児時間外加算(初診)(小児科外来診療料)	9.8			
46	乳幼児時間外加算(再診)(小児科外来診療料)	8.4			
47	乳幼児時間外加算(初診)(小児かかりつけ診療料)				
48	乳幼児夜間加算(小児科初診)(小児かかりつけ診療料)				
49	乳幼児休日加算(小児科初診)(小児かかりつけ診療料)				
50	乳幼児時間外加算(再診)(小児かかりつけ診療料)				
51	乳幼児夜間加算(小児科再診)(小児かかりつけ診療料)				
52	乳幼児休日加算(小児科再診)(小児かかりつけ診療料)				

※空白は電子レセプトが1件もないことを示している。
また、指数100を下回っている項目は網掛けとしている。

(3) 在宅医療の提供体制

ア 人口 10 万人あたり訪問診療患者延数

岐阜県における人口 10 万人あたり訪問診療患者延数のうち、病院は全国値を下回っています。

二次医療圏別に見ると、病院の訪問診療患者延数は飛騨圏域が県内 5 圏域で最も多く、全国値を上回っていますが、その他の圏域では全国値を下回っており、西濃圏域が県内 5 圏域で最も少なくなっています。診療所の訪問診療患者延数は岐阜圏域が県内 5 圏域で最も多く、中濃圏域が県内 5 圏域で最も少なくなっています。

■人口 10 万人あたり訪問診療患者延数

(単位：算定回数)

	全国	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
病院	2,091	1,147	1,569	561	825	620	2,328
診療所	*	16,096	19,261	14,412	11,889	15,629	14,672
合計	2,091	17,243	20,830	14,973	12,714	16,249	17,000

【出典：厚生労働省提供「NDB (H31.4～R2.3) 診療分データ抽出・集計」】

※人口は、住民基本台帳人口(2020年) 2021年1月1日現在の人口(外国人含む)

「*」は秘匿マーク。原則 1～9 の算定回数を示すが、都道府県や二次医療圏等の総数から市町村の算定回数を特定可能な場合は、1～9 以外の算定回数でも秘匿マークがある。

イ 訪問診療患者の対応割合

岐阜県における訪問診療患者の対応割合について二次医療圏別に見ると、病院の訪問診療患者の対応割合は飛騨圏域が最も高く、西濃圏域及び東濃圏域が最も低くなっています。

■訪問診療患者の対応割合

(単位：%)

	全国	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
病院	*	7	8	4	6	4	14
診療所	*	93	92	96	94	96	86
合計	*	100	100	100	100	100	100

【出典：厚生労働省提供「NDB (H31.4～R2.3) 診療分データ抽出・集計」】

「*」は秘匿マーク。算出に当たり秘匿値が含まれる場合は秘匿マークがある。

ウ 人口 10 万人あたり訪問診療実施施設数

岐阜県における人口 10 万人あたり訪問診療実施施設数について二次医療圏別に見ると、診療所は飛騨圏域が県内 5 圏域で最も多く、西濃圏域が県内 5 圏域で最も少なくなっています。また、病院については、県内の二次医療圏いずれも 1～3 施設となっています。

■人口 10 万人あたり訪問診療実施施設数

(単位：施設数)

	全国	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
病院	*	2	2	1	3	3	3
診療所	*	26	29	21	22	24	32
合計	*	28	31	22	25	27	35

【出典：医療施設数は、令和元年度 NDB データで当該レセプトの算定があった施設数（月平均施設数）】

※人口は、住民基本台帳人口(2020 年) 2021 年 1 月 1 日現在の人口（外国人含む）

「*」は秘匿マーク。原則 1～2 の施設数を示すが、都道府県や二次医療圏等の総数から市町村の施設数を特定可能な場合は、1～3 以外の施設数でも秘匿マークがある。

エ 実施診療所数あたり訪問診療患者延数

岐阜県における実施診療所数あたり訪問診療患者延数について二次医療圏別に見ると、西濃圏域が県内 5 圏域で最も多く、飛騨圏域が最も少なくなっています。

■実施診療所数あたり訪問診療患者延数

(単位：算定回数)

	全国	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
実施診療所数 あたり訪問診 療患者延数	*	623	654	676	548	653	456

【出典：厚生労働省提供「NDB (H31.4～R2.3) 診療分データ抽出・集計」】

※医療施設数は、令和元年度 NDB データで当該レセプトの算定があった施設数（月平均施設数）

「*」は秘匿マーク。原則 1～9 の算定回数を示すが、都道府県や二次医療圏等の総数から市町村の算定回数を特定可能な場合は、1～9 以外の算定回数でも秘匿マークがある。

オ 人口 10 万人あたり往診患者延数

岐阜県における人口 10 万人あたり往診患者延数について二次医療圏別に見ると、病院の往診患者延数は岐阜圏域が県内 5 圏域で最も多く、中濃圏域が県内 5 圏域で最も少なくなっています。

また、診療所の往診患者延数は岐阜圏域が県内 5 圏域で最も多く、飛騨圏域が県内 5 圏域で最も少なくなっています。

■人口 10 万人あたり往診患者延数

(単位：算定回数)

	全国	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
病院	*	146	225	97	57	95	169
診療所	*	2,587	3,606	1,966	1,856	2,083	1,519
合計	*	2,733	3,831	2,063	1,913	2,178	1,688

【出典：厚生労働省提供「NDB（H31.4～R2.3）診療分データ抽出・集計」】

※人口は、住民基本台帳人口(2020年) 2021年1月1日現在の人口(外国人含む)

「*」は秘匿マーク。原則1～9の算定回数を示すが、都道府県や二次医療圏等の総数から市町村の算定回数を特定可能な場合は、1～9以外の算定回数でも秘匿マークがある。

カ 往診患者の対応割合

岐阜県における往診患者の対応割合について二次医療圏別に見ると、病院の往診患者の対応割合は飛騨圏域が最も高く、中濃圏域が最も低くなっています。

■往診患者の対応割合

(単位：%)

	全国	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
病院	*	5	6	5	3	4	10
診療所	*	95	94	95	97	96	90
合計	*	100	100	100	100	100	100

【出典：厚生労働省提供「NDB（H31.4～R2.3）診療分データ抽出・集計」】

「*」は秘匿マーク。算出に当たり秘匿値が含まれる場合は秘匿マークがある。

キ 人口 10 万人あたり往診実施施設数

岐阜県における人口 10 万人あたり往診実施施設数について二次医療圏別に見ると、診療所は飛騨圏域が県内 5 圏域で最も多く、西濃圏域が県内 5 圏域で最も少なくなっています。

また、病院については、県内の二次医療圏いずれも 2～3 施設となっています。

■人口 10 万人あたり往診実施施設数

(単位：施設数)

	全国	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
病院	*	2	2	2	3	3	3
診療所	*	34	40	28	28	31	42
合計	*	36	42	30	31	34	45

【出典：医療施設数は、令和元年度 NDB データで当該レセプトの算定があった施設数（月平均施設数）】

※人口は、住民基本台帳人口(2020年) 2021年1月1日現在の人口(外国人含む)

「*」は秘匿マーク。原則 1～2 の施設数を示すが、都道府県や二次医療圏等の総数から市町村の施設数を特定可能な場合は、1～2 以外の施設数でも秘匿マークがある。

ク 実施診療所数あたり往診患者延数

実施診療所数あたり往診患者延数について二次医療圏別に見ると、岐阜圏域が県内 5 圏域で最も多く、飛騨圏域が県内 5 圏域で最も少なくなっています。

■実施診療所数あたり往診患者延数

(単位：算定回数)

	全国	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
実施診療所数 あたり往診患 者延数	*	75	90	71	67	66	36

【出典：厚生労働省提供「NDB (H31.4～R2.3) 診療分データ抽出・集計」】

※医療施設数は、令和元年度 NDB データで当該レセプトの算定があった施設数（月平均施設数）

「*」は秘匿マーク。原則 1～9 の算定回数を示すが、都道府県や二次医療圏等の総数から市町村の算定回数を特定可能な場合は、1～9 以外の算定回数でも秘匿マークがある。

ケ 参考

訪問診療及び往診については、令和2年度診療行為に基づくSCRによれば、県内の全市町村で、全国値を下回っているものがあります。

■令和2年度市区町村別SCR（診療行為コード）

【岐阜圏域】

通番	行為名称	岐阜圏域	岐阜市	羽島市	各務原市	山県市	瑞穂市	本巣市	羽島郡 岐南町	羽島郡 笠松町	本巣郡 北方町
1	往診料	160.6	171.9	63.9	107.9	38.8	230.7	167.5	528.8	134.1	354.0
2	緊急往診加算(在支診等以外)	108.1	92.2	74.6	79.6	98.4		220.3		648.7	
3	夜間往診加算(在支診等以外)	77.9	86.6	63.2	79.3			139.7		149.0	
4	深夜往診加算(在支診等以外)	99.5	82.8	96.8	118.8			463.4			
5	緊急往診加算(在支診等)	125.2	151.0	91.0	27.5		362.8		505.6		
6	夜間往診加算(在支診等)	180.9	216.4	94.5	30.0		520.1		517.3		
7	深夜往診加算(在支診等)	87.9	92.6	55.2	24.4		235.6				
8	緊急往診加算(機能強化した支診等)(病床あり)	103.4	130.1		188.4						
9	夜間往診加算(機能強化した支診等)(病床あり)	146.0	110.3		394.0						
10	深夜往診加算(機能強化した支診等)(病床あり)	182.9	178.1		433.0						
11	緊急往診加算(機能強化した支診等)(病床なし)	199.7	15.1								
12	夜間往診加算(機能強化した支診等)(病床なし)	155.1	71.4								
13	深夜往診加算(機能強化した支診等)(病床なし)	117.8	28.7								
14	休日往診加算(機能強化した支診等)(病床あり)	192.8	209.8		302.3						
15	休日往診加算(機能強化した支診等)(病床なし)	154.0	72.2								
16	休日往診加算(在支診等)	215.7	333.3	26.5	18.7		216.5		469.5		
17	休日往診加算(在支診等以外)	91.0	105.4		26.0						
18	在宅患者訪問診療料(1)1(同一建物居住者以外)	135.0	146.0	143.5	97.6	24.0	107.1	42.9	551.7	81.2	201.2
19	在宅患者訪問診療料(1)1(同一建物居住者)	121.1	122.7	104.1	92.1	20.4	168.1	68.2	458.4	122.8	229.1
20	在宅患者訪問診療料(1)2(同一建物居住者以外)										
21	在宅患者訪問診療料(1)2(同一建物居住者)										
22	乳幼児加算(在宅患者訪問診療料(1)・(2))	293.5	389.7								

※空白は電子レセプトが1件もないことを示している。

また、指数100を下回っている項目は網掛けとしている。

【西濃圏域】

通番	行為名称	西濃圏域	大垣市	海津市	養老郡 養老町	不破郡 垂井町	不破郡 関ヶ原町	安八郡 神戸町	安八郡 輪之内町	安八郡 安八町	揖斐郡 揖斐川町	揖斐郡 大野町	揖斐郡 池田町
1	往診料	92.2	108.7	47.2	70.4	60.1	249.2	66.6		59.3	116.0	57.9	118.0
2	緊急往診加算(在支診等以外)	123.8	64.7	156.4									
3	夜間往診加算(在支診等以外)	138.6	132.8	192.8									548.6
4	深夜往診加算(在支診等以外)	258.8	210.0	285.9									
5	緊急往診加算(在支診等)	73.1								180.3			
6	夜間往診加算(在支診等)	76.7	32.1										
7	深夜往診加算(在支診等)	92.4	76.9										
8	緊急往診加算(機能強化した支診等)(病床あり)	22.9											
9	夜間往診加算(機能強化した支診等)(病床あり)	36.2	58.4										
10	深夜往診加算(機能強化した支診等)(病床あり)	26.4	52.8										
11	緊急往診加算(機能強化した支診等)(病床なし)	83.4								830.7			
12	夜間往診加算(機能強化した支診等)(病床なし)	104.3	101.8							437.5			
13	深夜往診加算(機能強化した支診等)(病床なし)	87.0	142.2										
14	休日往診加算(機能強化した支診等)(病床あり)	39.2	47.4										
15	休日往診加算(機能強化した支診等)(病床なし)	59.2	82.8										
16	休日往診加算(在支診等)	38.5	40.5										
17	休日往診加算(在支診等以外)	135.4	150.0	238.9									466.6
18	在宅患者訪問診療料(1)1(同一建物居住者以外)	102.9	131.2	44.0	142.3	54.2	203.3	42.5		45.8	149.9	24.0	89.3
19	在宅患者訪問診療料(1)1(同一建物居住者)	85.8	83.3	87.0	99.8						68.6		
20	在宅患者訪問診療料(1)2(同一建物居住者以外)												
21	在宅患者訪問診療料(1)2(同一建物居住者)												
22	乳幼児加算(在宅患者訪問診療料(1)・(2))												

※空白は電子レセプトが1件もないことを示している。

また、指数100を下回っている項目は網掛けとしている。

【中濃圏域】

通番	行為名称	中濃圏域	関市	美濃市	美濃加茂市	可児市	郡上市	加茂郡 坂祝町	加茂郡 富加町	加茂郡 川辺町	加茂郡 七宗町	加茂郡 八百津町	加茂郡 白川町	加茂郡 東白川村	可児郡 御嵩町
1	往診料	80.3	79.4	18.4	121.7	107.2	103.1			7.6	108.2	71.4			16.9
2	緊急往診加算(在支診等以外)	71.6	74.8		206.9		96.7								
3	夜間往診加算(在支診等以外)	96.3	143.4		129.4		194.8								
4	深夜往診加算(在支診等以外)	86.5	108.9			39.6	135.3								
5	緊急往診加算(在支診等)	69.0	56.7	55.8											
6	夜間往診加算(在支診等)	73.6	106.8			50.5	131.9								
7	深夜往診加算(在支診等)	71.4	70.4		84.8		172.0								
8	緊急往診加算(機能強化した支診等)(病床あり)	18.8					87.7								
9	夜間往診加算(機能強化した支診等)(病床あり)	110.5													
10	深夜往診加算(機能強化した支診等)(病床あり)	170.9					34.0								
11	緊急往診加算(機能強化した支診等)(病床なし)														
12	夜間往診加算(機能強化した支診等)(病床なし)														
13	深夜往診加算(機能強化した支診等)(病床なし)														
14	休日往診加算(機能強化した支診等)(病床あり)	106.2													
15	休日往診加算(機能強化した支診等)(病床なし)														
16	休日往診加算(在支診等)	115.0	136.5		120.9		295.3								
17	休日往診加算(在支診等以外)	126.5	352.9												
18	在宅患者訪問診療料(1)1(同一建物居住者以外)	77.9	89.9	36.0	77.0	93.6	93.2					55.7			
19	在宅患者訪問診療料(1)1(同一建物居住者)	69.2	91.2	28.9	96.4	121.0	41.4								
20	在宅患者訪問診療料(1)2(同一建物居住者以外)	21.2	83.2												
21	在宅患者訪問診療料(1)2(同一建物居住者)														
22	乳幼児加算(在宅患者訪問診療料(1)・(2))														

※空白は電子レセプトが1件もないことを示している。
また、指数100を下回っている項目は網掛けとしている。

【東濃圏域】

通番	行為名称	東濃圏域	多治見市	中津川市	瑞浪市	恵那市	土岐市
1	往診料	102.8	140.4	112.2	102.5	92.3	40.5
2	緊急往診加算(在支診等以外)	307.9	110.8	625.9	118.1	491.1	
3	夜間往診加算(在支診等以外)	237.4	192.9	608.7	86.5	88.2	
4	深夜往診加算(在支診等以外)	298.2	116.5	684.3	523.9	168.0	
5	緊急往診加算(在支診等)	82.7	30.1	78.6		186.0	
6	夜間往診加算(在支診等)	73.2	140.4	70.7		64.0	
7	深夜往診加算(在支診等)	111.3	214.0	47.3		160.1	53.8
8	緊急往診加算(機能強化した支診等)(病床あり)	13.2				47.9	
9	夜間往診加算(機能強化した支診等)(病床あり)	97.7				98.2	
10	深夜往診加算(機能強化した支診等)(病床あり)	116.0					
11	緊急往診加算(機能強化した支診等)(病床なし)	10.6					
12	夜間往診加算(機能強化した支診等)(病床なし)	30.1					
13	深夜往診加算(機能強化した支診等)(病床なし)						
14	休日往診加算(機能強化した支診等)(病床あり)	266.6				222.6	
15	休日往診加算(機能強化した支診等)(病床なし)	22.9					
16	休日往診加算(在支診等)	87.8	201.9	22.9		102.6	38.6
17	休日往診加算(在支診等以外)	212.3		667.0		93.9	
18	在宅患者訪問診療料(1)1(同一建物居住者以外)	85.5	142.9	50.5		104.6	77.5
19	在宅患者訪問診療料(1)1(同一建物居住者)	101.9	190.1	40.3		132.0	92.9
20	在宅患者訪問診療料(1)2(同一建物居住者以外)						
21	在宅患者訪問診療料(1)2(同一建物居住者)						
22	乳幼児加算(在宅患者訪問診療料(1)・(2))	134.6					

※空白は電子レセプトが1件もないことを示している。
また、指数100を下回っている項目は網掛けとしている。

【飛騨圏域】

通番	行為名称	飛騨圏域	高山市	飛騨市	下呂市
1	往診料	66.8	62.0	46.3	79.5
2	緊急往診加算(在支診等以外)	125.4	133.4	215.6	
3	夜間往診加算(在支診等以外)	97.5	53.5		233.3
4	深夜往診加算(在支診等以外)	216.3	112.6		491.2
5	緊急往診加算(在支診等)	66.6	98.9		
6	夜間往診加算(在支診等)	38.9	44.5		
7	深夜往診加算(在支診等)	48.5	72.0		
8	緊急往診加算(機能強化した支診等)(病床あり)	12.7			
9	夜間往診加算(機能強化した支診等)(病床あり)	28.7	39.2		
10	深夜往診加算(機能強化した支診等)(病床あり)	34.9			
11	緊急往診加算(機能強化した支診等)(病床なし)	74.5	100.3		
12	夜間往診加算(機能強化した支診等)(病床なし)	94.4	148.0		
13	深夜往診加算(機能強化した支診等)(病床なし)	119.5	145.6		
14	休日往診加算(機能強化した支診等)(病床あり)	15.8			
15	休日往診加算(機能強化した支診等)(病床なし)	109.2	133.3		
16	休日往診加算(在支診等)	44.6	63.3		
17	休日往診加算(在支診等以外)	118.4	62.8		274.8
18	在宅患者訪問診療料(1)1(同一建物居住者以外)	97.0	113.6	68.2	79.1
19	在宅患者訪問診療料(1)1(同一建物居住者)	66.7	81.8	72.3	34.5
20	在宅患者訪問診療料(1)2(同一建物居住者以外)				
21	在宅患者訪問診療料(1)2(同一建物居住者)				
22	乳幼児加算(在宅患者訪問診療料(1)・(2))				

※空白は電子レセプトが1件もないことを示している。
また、指数100を下回っている項目は網掛けとしている。

(4) 産業医、学校医、予防接種等の公衆衛生に係る医療提供体制

ア 産業医に関する現況等

岐阜県における産業医*の数は869人、1事業所あたり産業医数は0.33人となっています。
二次医療圏別に見ると、岐阜圏域が0.41人と県内5圏域で最も多く、中濃圏域が0.24人と県内5圏域で最も少なくなっています。いずれの圏域においても1人あたりの産業医が複数の事業所を担っていることが見込まれます。

※産業医とは
事業場規模(労働者数)に応じて、以下の人数の産業医を選任し、労働者の健康管理等を行う医師を言います。
(1)労働者数50人以上3,000人以下の規模の事業場・・・1名以上選任
(2)労働者数3,001人以上の規模の事業場・・・2名以上選任

■産業医数

	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
産業医数※	869	402	160	133	133	41

【出典：岐阜県医師会提供 日本医師会認定産業医 令和5年10月5日時点】

※県内5圏域ごとの産業医数は、産業医の居住地により整理。
※産業医がどの圏域の事業所の産業医を担っているかは不明。

<参考>

■産業医選任対象事業所数

	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
従業員 50 人以上 事業所数	2,595	985	504	543	402	161
従業員数 3,001 人以上	3	1	2	0	0	0
1 事業所あたり 産業医数	0.33	0.41	0.32	0.24	0.33	0.25

【出典：従業員 50 人以上の事業所数は、総務省 経済センサス活動調査 令和 3 年 6 月 1 日時点】

※従業員数 3,001 人以上の事業所数は、(公財) 岐阜県産業経済振興センター提供 (令和 5 年)

イ 学校医に関する現況等

岐阜県における学校医※の数は 1,350 人、1 学校あたり学校医数は 2.48 人となっています。
二次医療圏別に見ると、西濃圏域が 3.16 人と県内 5 圏域で最も多く、中濃圏域が 1.85 人と
県内 5 圏域で最も少なくなっています。

※学校医とは
学校保健安全法第 23 条の規定により、医師のうちから任命し、置くものとされています。

■学校医数

	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
学校医数※	1,350	467	335	231	200	117
学校数	545	158	106	125	99	57
1 学校あたり 学校医数	2.48	2.96	3.16	1.85	2.02	2.05

【出典：文部科学省 令和 4 年度学校基本調査 令和 4 年 5 月 1 日時点】

注) 学校医数及び学校数は、岐阜県内の小学校、中学校及び義務教育学校における数

■ 1学校あたりの学校医数（市町村ベース）

	学校数	学校医数※	1学校あたり
岐阜市	75	235	3.13
羽島市	13	22	1.69
各務原市	25	75	3.00
山県市	12	36	3.00
瑞穂市	10	30	3.00
本巣市	11	33	3.00
羽島郡岐南町	4	12	3.00
羽島郡笠松町	4	12	3.00
本巣郡北方町	4	12	3.00
大垣市	32	145	4.53
海津市	13	42	3.23
養老郡養老町	9	34	3.78
不破郡垂井町	9	9	1.00
不破郡関ヶ原町	2	2	1.00
安八郡神戸町	5	11	2.20
安八郡輪之内町	4	6	1.50
安八郡安八町	5	15	3.00
揖斐郡揖斐川町	11	20	1.82
揖斐郡大野町	10	31	3.10
揖斐郡池田町	6	20	3.33
関市	27	84	3.11
美濃市	7	21	3.00
美濃加茂市	12	23	1.92
可児市	18	37	2.06
郡上市	28	30	1.07
加茂郡坂祝町	2	2	1.00
加茂郡富加町	2	2	1.00
加茂郡川辺町	4	4	1.00
加茂郡七宗町	4	4	1.00
加茂郡八百津町	7	8	1.14

加茂郡白川町	6	6	1.00
加茂郡東白川村	2	2	1.00
可児郡御嵩町	6	8	1.33
多治見市	22	74	3.36
中津川市	30	67	2.23
瑞浪市	11	12	1.09
恵那市	22	33	1.50
土岐市	14	14	1.00
高山市	31	73	2.35
飛驒市	9	12	1.33
下呂市	16	31	1.94
大野郡白川村	1	1	1.00

※学校医数は、学校医として発令（委嘱）されている人数。ただし、同一人が内科・耳鼻科・眼科の学校医として発令されているような場合は1人として算定。総合病院の全体に学校医を委嘱している場合も学校医数は1人として算定。

ウ 予防接種に関する現況等

岐阜県における予防接種*（うち定期接種）を実施している医療機関は、人口10万人あたりで病院が4.41、診療所が54.69となっています。

二次医療圏別に見ると、病院は飛驒圏域が6.29と県内5圏域で最も多く、西濃圏域が3.55と県内5圏域で最も少なくなっています。診療所については、岐阜圏域が63.16と県内5圏域で最も多く、中濃圏域が45.28と県内5圏域で最も少なくなっています。

※予防接種について

- ・ここでは、予防接種法に基づいて行われる定期接種について記載しています。
- ・定期接種はA類とB類があります。
 - A類：百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオ（急性灰白髄炎）、麻しん（はしか）、風しん、日本脳炎、結核（BCG）、インフルエンザ菌b型（Hib、ヒブ）、小児用肺炎球菌、ヒトパピローマウイルス、水痘、B型肝炎、ロタウイルス
 - B類：季節性インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌

■人口 10 万人あたり予防接種実施医療機関数（病院）

	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
病院数	89	37	13	17	13	9
住基人口 (単位：10 万人)	20.2	8.0	3.7	3.7	3.3	1.4
人口 10 万人あたり 病院数	4.41	4.60	3.55	4.55	3.94	6.29

【出典：医療機能情報提供制度 令和 5 年 8 月 1 日時点】

※人口は、住民基本台帳人口(2020 年) 2021 年 1 月 1 日現在の人口 (外国人含む)

■人口 10 万人あたり予防接種実施医療機関数（診療所）

	岐阜県	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
診療所数	1,103	508	170	169	170	86
住基人口 (単位：10 万人)	20.2	8.0	3.7	3.7	3.3	1.4
人口 10 万人あたり 診療所数	54.69	63.16	46.43	45.28	51.49	60.10

【出典：医療機能情報提供制度 令和 5 年 8 月 1 日時点】

※人口は、住民基本台帳人口(2020 年) 2021 年 1 月 1 日現在の人口 (外国人含む)

■人口 10 万人あたり予防接種実施医療機関数（診療所）（市町村ベース）

	人口 (H30. 1. 1)	診療所数	10 万人あたり 診療所
岐阜市	407, 387	305	74. 87
羽島市	67, 595	28	41. 42
各務原市	146, 961	80	54. 44
山県市	26, 484	13	49. 09
瑞穂市	55, 325	23	41. 57
本巣市	33, 764	11	32. 58
羽島郡岐南町	26, 123	20	76. 56
羽島郡笠松町	22, 096	12	54. 31
本巣郡北方町	18, 495	16	86. 51
大垣市	160, 794	88	54. 73
海津市	33, 576	15	44. 67
養老郡養老町	28, 021	10	35. 69
不破郡垂井町	26, 903	8	29. 74
不破郡関ヶ原町	6, 841	3	43. 85
安八郡神戸町	18, 888	7	37. 06
安八郡輪之内町	9, 594	4	41. 69
安八郡安八町	14, 774	8	54. 15
揖斐郡揖斐川町	20, 459	14	68. 43
揖斐郡大野町	22, 695	9	39. 66
揖斐郡池田町	23, 563	4	16. 98
関市	87, 245	43	49. 29
美濃市	20, 162	10	49. 60
美濃加茂市	57, 304	25	43. 63
可児市	101, 557	44	43. 33
郡上市	40, 573	17	41. 90
加茂郡坂祝町	8, 166	3	36. 74
加茂郡富加町	5, 751	2	34. 78
加茂郡川辺町	10, 110	4	39. 56
加茂郡七宗町	3, 617	3	82. 94
加茂郡八百津町	10, 663	7	65. 65

加茂郡白川町	7,816	2	25.59
加茂郡東白川村	2,178	1	45.91
可児郡御嵩町	18,133	8	44.12
多治見市	109,453	58	52.99
中津川市	77,320	38	49.15
瑞浪市	36,985	20	54.08
恵那市	49,096	28	57.03
土岐市	57,294	26	45.38
高山市	86,683	54	62.30
飛驒市	23,467	13	55.40
下呂市	31,385	17	54.17
大野郡白川村	1,572	2	127.23

※予防接種法に基づいて行われる定期接種を実施している病院及び診療所について記載しています。

2 将来あるべき外来医療機能提供体制を実現するための施策

(1) 不足している外来医療機能及び新規開業者に対して求める外来医療機能

国のガイドラインでは、地域で不足する外来医療機能として検討すべき機能は初期救急医療在宅医療、産業医、学校医、予防接種等の公衆衛生に係る医療の提供状況等としています。

ガイドラインで示されている外来医療機能については、「1 外来医療に関する現況等」における岐阜県の現状及び今後の需要増や医師の高齢化等による担い手の不足等により不足していくことが見込まれることから、初期救急医療、在宅医療、公衆衛生に係る医療を計画上「不足する外来医療機能」に位置づけることとします。

(2) 新規開業者の届出の際に求める事項及びプロセス

外来医師多数区域においては、開業にあたっての事前相談の機会等に当該区域が外来医師多数区域であることや外来医療計画の内容を情報提供するとともに、不足している外来医療機能について、県ホームページに掲載します。

また、新規開業者に別途定める届出様式（地域で不足する外来医療機能を担うことへの同意書）に地域で不足する外来医療機能を担うことに合意するよう、新規開業者に対して求めます。

同意書は医療機関の所在地を管轄する保健所へ提出し、新規開業者が不足する外来医療機能を担うことに合意した後、県は岐阜県圏域地域医療構想等調整会議へ報告します。

なお、新規開業者が不足する外来医療機能を担うことに合意しない場合は、開設の届出を待たずに岐阜圏域地域医療構想等調整会議へ出席を要請し、合意しない理由等について説明するよう求め、協議結果を公表します。

ただし、岐阜圏域地域医療構想等調整会議の開催が難しい場合は、岐阜県圏域地域医療構想等調整会議の開催に代えて、合意しない理由の文書の提出と会議構成員への持ち回り開催などにより岐阜県圏域地域医療構想等調整会議構成員の意見を聴取するなどの対応とします。

(3) 将来あるべき外来医療機能提供体制を実現するための施策

岐阜圏域の新規開業者に対して、不足している外来医療機能を担うことを求めます。また、岐阜県医師会及び地域医師会や新規開業に間接的に関わる機会があると考えられる金融機関、医薬品・医療機器卸売業者、調剤薬局等に対する情報提供を行います。

さらに、外来医療計画の冊子作成、配布だけではなく、県ホームページも活用し、新規開業者へ周知徹底を図っていきます。

また、県は外来医療の提供体制に必要な連携等の取組みについて、必要に応じて地域医療介護総合確保基金を活用して支援を行います。

3 紹介受診重点医療機関

(1) 外来機能報告制度

外来機能報告制度は、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第49号)により、令和4年度から開始された制度であり、外来医療の実施状況を都道府県に報告する制度です。

地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、地域においてデータに基づく議論を進められます。

(2) 紹介受診重点医療機関

外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化するものです。

外来機能報告の結果を踏まえて、地域医療構想等調整会議において協議を行い、協議が整った医療機関を紹介受診重点医療機関として公表します。

■紹介受診重点医療機関一覧

圏域	医療機関名称	医療機関住所	電話番号	公表日
岐阜	岐阜赤十字病院	岐阜市岩倉町3丁目36	058-231-2266	令和5年8月1日
岐阜	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町7-1	058-251-1101	令和5年8月1日
岐阜	岐阜県総合医療センター	岐阜市野一色4丁目6番1号	058-246-1111	令和5年8月1日
岐阜	岐阜大学医学部附属病院	岐阜市柳戸1番1	058-230-6000	令和5年8月1日
岐阜	独立行政法人国立病院機構 長良医療センター	岐阜市長良1300番地7	058-232-7755	令和5年8月1日
岐阜	東海中央病院	各務原市蘇原東島町4-6-2	058-382-3101	令和5年8月1日
岐阜	松波総合病院	羽島郡笠松町田代185-1	058-388-0111	令和5年8月1日
西濃	大垣市民病院	大垣市南瀬町4-86	0584-81-3341	令和5年8月1日
西濃	医療法人徳洲会 大垣徳洲会病院	大垣市林町6-85-1	0584-77-6110	令和5年8月1日
中濃	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	関市若草通5丁目1番地	0575-22-2211	令和5年8月1日
中濃	中部国際医療センター	美濃加茂市健康のまち一丁目1番地	0574-66-1100	令和5年8月1日
東濃	岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町5-161	0572-22-5311	令和5年8月1日
飛騨	高山赤十字病院	高山市天満町3-11	0577-32-1111	令和5年8月1日
飛騨	岐阜県厚生農業協同組合連合会 飛騨医療センター 久美愛厚生病院	高山市中切町1-1	0577-32-1115	令和5年8月1日

※外来機能報告の結果は、県公式ホームページにおいて公表しております。

<外来機能報告制度・紹介受診重点医療機関について>

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/311270.html>

1 医療機器の効率的な活用に関する考え方

人口当たりの医療機器の台数には地域差があり、また、医療機器ごとに地域差の状況は異なっています。今後、人口減少が見込まれ、効率的な医療提供体制を構築する必要がある中、医療機器についても効率的に活用できるよう対応を行う必要があります。

したがって、医療機器の効率的な活用に資する施策として、地域の医療ニーズを踏まえた地域ごとの医療機器の配置状況を可視化する指標を作成し、新規購入希望者に対してこれらの情報を提供しつつ、外来医療に関する協議の場等を活用し、医療機器の共同利用（対象となる医療機器について連携先の病院又は診療所から紹介された患者のために利用される場合を含む。）等について協議することとします。

2 医療機器に関する現況等

(1) 医療機器の配置状況

本県における病院及び一般診療所における医療機器[※]の配置状況は以下のとおりです。

※本計画で言う「医療機器」とは、国のガイドラインで示されたCT（全てのマルチスライスCT及びマルチスライスCT以外のCT）、MRI（1.5テスラ未満、1.5テスラ以上3.0テスラ未満及び3.0テスラ以上のMRI）、PET（PET及びPET-CT）、放射線治療（リニアック及びガンマナイフ）及びマンモグラフィの5つの医療機器のことを指すものとします。

ア CT

岐阜県における、病院の医療機器稼働率（以下「稼働率」という。）は、全国値を上回っています。

二次医療圏別に見ると、病院の稼働率は岐阜圏域が県内5圏域で最も多く、飛騨圏域が県内5圏域で最も少なくなっています。診療所稼働率は東濃圏域が県内5圏域で最も多く、中濃圏域が県内5圏域で最も少なくなっています。

■医療機器台数及び稼働状況（CT）

	台数		医療機器稼働率 (機器1台あたり件数)	
	病院	診療所	病院	診療所
全 国	8,500	6,095	2,188	*
岐阜県	110	146	3,024	443
岐 阜	48	68	3,100	399
西 濃	16	26	3,072	579
中 濃	20	27	2,958	281
東 濃	17	20	3,102	601
飛 騨	9	5	2,530	571

【出典：医療機器の台数は、厚生労働省提供 医療施設調査(2020年)】

※医療機器の稼働率は、厚生労働省提供「NDB (H31.4～R2.3) 診療分データ抽出・集計」

「*」は秘匿マーク。原則1～9の算定回数を示すが、都道府県や二次医療圏等の総数から市町村の算定回数を特定可能な場合は、1～9以外の算定回数でも秘匿マークがある。

イ MRI

岐阜県における病院の稼働率は全国値を上回っています。

二次医療圏別に見ると、病院の稼働率は西濃圏域が県内5圏域で最も多く、飛騨圏域が県内5圏域で最も少なくなっています。診療所の稼働率は飛騨圏域が県内5圏域で最も多く、中濃圏域が県内5圏域で最も少なくなっています。

■医療機器台数及び稼働状況（MRI）

	台数		医療機器稼働率 (機器1台あたり件数)	
	病院	診療所	病院	診療所
全 国	4,872	2,368	1,814	*
岐阜県	74	40	1,829	1,456
岐 阜	35	21	1,783	1,560
西 濃	9	5	2,127	1,710
中 濃	14	5	1,742	988
東 濃	11	8	2,004	1,046
飛 騨	5	1	1,474	3,608

【出典：医療機器の台数は、厚生労働省提供 医療施設調査(2020年)】

※医療機器の稼働率は、厚生労働省提供「NDB (H31.4～R2.3) 診療分データ抽出・集計」

「*」は秘匿マーク。原則1～9の算定回数を示すが、都道府県や二次医療圏等の総数から市町村の算定回数を特定可能な場合は、1～9以外の算定回数でも秘匿マークがある。

ウ PET

岐阜県における稼働率について二次医療圏別に見ると、病院の稼働率は西濃圏域が県内5圏域で最も多く、飛騨圏域が県内5圏域で最も少なくなっています。

診療所ではPETを設置していません。

■医療機器台数及び稼働状況（PET）

	台数		医療機器稼働率 (機器1台あたり件数)	
	病院	診療所	病院	診療所
全 国	480	114	*	*
岐阜県	14	0	753	-
岐 阜	6	0	857	-
西 濃	1	0	1,417	-
中 濃	4	0	562	-
東 濃	1	0	1,194	-
飛 騨	2	0	272	-

【出典：医療機器の台数は、厚生労働省提供 医療施設調査(2020年)】

※医療機器の稼働率は、厚生労働省提供「NDB (H31.4～R2.3) 診療分データ抽出・集計」

「*」は秘匿マーク。原則1～9の算定回数を示すが、都道府県や二次医療圏等の総数から市町村の算定回数を特定可能な場合は、1～9以外の算定回数でも秘匿マークがある。

エ 放射線治療（体外照射※）

岐阜県における病院の稼働率は全国値を上回っています

二次医療圏別に見ると、病院の稼働率は西濃圏域が県内5圏域で最も多く、東濃圏域が県内5圏域で最も少なくなっています。

※本計画で言う体外照射とは、人体に対して外部から放射線を照射する治療法のこと

■医療機器台数及び稼働状況（放射線治療）

	台数		医療機器稼働率 (機器1台あたり件数)	
	病院	診療所	病院	診療所
全 国	1,033	11	2,762.2	6,925
岐阜県	18	0	2,820	-
岐 阜	9	0	2,686	-
西 濃	2	0	4,243	-
中 濃	3	0	2,562	-
東 濃	3	0	2,432	-
飛 騨	1	0	3,112	-

【出典：医療機器の台数は、厚生労働省提供 医療施設調査(2020年)】

※医療機器の稼働率は、厚生労働省提供「NDB (H31.4～R2.3) 診療分データ抽出・集計」

オ マンモグラフィ

岐阜県における稼働率について二次医療圏別に見ると、病院の稼働率は岐阜圏域が県内5圏域で最も多く、中濃圏域が県内5圏域で最も少なくなっています。診療所の稼働率は西濃圏域が県内5圏域で最も多くなっているが、東濃圏域及び飛騨圏域での稼働はありません。

■医療機器台数及び稼働状況（マンモグラフィ）

	台数		医療機器稼働率 (機器1台あたり件数)	
	病院	診療所	病院	診療所
全 国	2,621	1,640	*	*
岐阜県	52	23	425	178
岐 阜	18	8	583	180
西 濃	10	3	525	589
中 濃	13	7	207	128
東 濃	6	3	387	0
飛 騨	5	2	321	0

【出典：医療機器の台数は、厚生労働省提供 医療施設調査(2020年)】

※医療機器の稼働率は、厚生労働省提供「NDB (H31.4～R2.3) 診療分データ抽出・集計」

「*」は秘匿マーク。原則1～9の算定回数を示すが、都道府県や二次医療圏等の総数から市町村の算定回数を特定可能な場合は、1～9以外の算定回数でも秘匿マークがある。

(2) 医療機器の調整人口当たり台数

地域の医療機器のニーズを踏まえて地域ごとの医療機器の配置状況を医療機器の項目ごとに可視化する指標を作成することとします。

その際、医療機器のニーズは、医療機器の項目ごと、性・年齢別ごとに大きな差があることから、医療機器の項目ごと及び地域ごとに性・年齢構成を調整した人口当たり機器数を用いて指標を作成します。

なお、当該指標は、厚生労働省において算出し、県に対して情報提供されたものです。

(参考) 医療機器の効率的活用における性・年齢階級別検査率を用いた各地域の医療機器の配置状況に関する指標の計算方法

$$\text{調整人口当たり台数} = \frac{\text{地域の医療機器の台数}}{\frac{\text{地域の人口}}{10 \text{ 万}}} \times \text{地域の標準化検査率比 (※1)}$$

$$\text{(※1) 地域の標準化検査率比} = \frac{\text{地域の性年齢調整人口当たり期待検査数 (外来 (※2))}}{\text{全国の人口当たり期待検査数 (外来)}}$$

$$\text{(※2) 地域の人口当たり期待検査数} = \frac{\sum \left\{ \frac{\text{全国の性年齢階級別検査数 (外来)}}{\text{全国の性年齢階級別人口}} \times \text{地域の性年齢階級別人口} \right\}}{\text{地域の人口}}$$

■調整人口当たり台数

	CT	MRI	PET	放射線治療 (体外照射)	マンモ グラフィ
全 国	11.5	5.7	0.5	0.8	3.4
岐阜県	12.2	5.5	0.67	0.85	3.8
岐 阜	14.5	7.0	0.75	1.13	3.2
西 濃	11.1	3.7	0.26	0.52	3.6
中 濃	12.1	4.9	1.02	0.76	5.5
東 濃	10.3	5.4	0.28	0.83	2.8
飛 騨	8.4	3.7	1.23	0.60	4.9

【出典：厚生労働省提供「NDB (H31.4～R2.3) 診療分データ抽出・集計」】

※医療機器の台数は、厚生労働省提供 医療施設調査(2020年)

人口は、住民基本台帳人口(2020年) 2021年1月1日現在の人口(外国人含む)

ア CT

岐阜県における調整人口当たり台数（以下「台数」という。）は全国値を上回っています。

二次医療圏別に見ると、岐阜圏域及び中濃圏域が全国値を上回っており、岐阜圏域が県内5圏域で最も多くなっています。西濃圏域、東濃圏域及び飛騨圏域は全国値を下回っており、飛騨圏域が県内5圏域で最も少なくなっています。

イ MRI

岐阜県における台数は全国値を下回っています。

二次医療圏別に見ると、岐阜圏域が全国値を上回っており、県内5圏域で最も多くなっています。西濃圏域、中濃圏域、東濃圏域及び飛騨圏域は全国値を下回っており、飛騨圏域が県内5圏域で最も少なくなっています。

ウ PET

岐阜県における台数は全国値を上回っています。

二次医療圏別に見ると、岐阜圏域、中濃圏域及び飛騨圏域が全国値を上回っており、飛騨圏域が県内5圏域で最も多くなっています。西濃圏域及び東濃圏域は全国値を下回っており、西濃圏域が県内5圏域で最も少なくなっています。

エ 放射線治療（体外照射）

岐阜県における台数は全国値を上回っています。

二次医療圏別に見ると、岐阜圏域及び東濃圏域が全国値を上回っており、岐阜圏域が県内5圏域で最も多くなっています。西濃圏域、中濃圏域及び飛騨圏域は全国値を下回っており、西濃圏域が県内5圏域で最も少なくなっています。

オ マンモグラフィ

岐阜県における台数は全国値を上回っています。

二次医療圏別に見ると、西濃圏域、中濃圏域及び飛騨圏域が全国値を上回っており、中濃圏域が県内5圏域で最も多くなっています。岐阜圏域及び東濃圏域は全国値を下回っており、東濃圏域が県内5圏域で最も少なくなっています。

3 医療機器の効率的活用に係る計画

(1) 医療機器の共同利用の方針

今後、人口減少が見込まれる中、医療機器を効率的に活用していく必要があるため、医療機器の共同利用の体制を整備し、地域の医療機関相互の密接な連携と機能分担の促進、医療資源の効率的活用を図り、地域の医療水準の向上に資するものとします。

また、医療機関が医療機器を購入する場合は、共同利用計画を作成し、岐阜県圏域地域医療構想等調整会議で確認することとします。

※5つの医療機器全てを対象とします。

(2) 共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセス

共同利用計画には次に掲げる事項について、別途定める様式への記載を求めます。

- ①共同利用の相手方となる医療機関
- ②共同利用の対象とする医療機器
- ③保守、整備等の実施に関する方針
- ④画像撮影等の検査機器については画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針

なお、共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、岐阜県圏域地域医療構想等調整会議で確認することとします。

共同利用計画は医療機関の所在地を管轄する保健所へ提出し、共同利用計画及び共同利用に関する規程、保守点検計画及び医療法に基づく医療機器の設置届等により、医療機器の安全管理に係る体制並びに診療用放射線の安全管理に係る体制について確認するものとします。

また、策定された共同利用計画については、協議の場での議論の状況と合わせ、岐阜県医療審議会へ報告を行います。

(3) 医療機器の効率的な活用を進めるための取組み

県は、医療機器の配置・稼働状況に加え、共同利用計画から入手可能な、医療機器の共同利用の有無や画像診断情報の提供の有無等の方針についても可視化を進め、医療機関がその地域において活用可能な医療機器について把握できるよう、周知をすすめます。

さらに、地域の医療資源を可視化する観点から、医療機器を新規購入した医療機関に対して、医療機器の稼働状況について、外来機能報告又は別途定める様式での報告を求めます。

また、岐阜県圏域地域医療構想等調整会議における協議の状況について結果をとりまとめ、公表します。